



2020年3月24日

各 位

会 社 名 双 日 株 式 会 社
代 表 者 名 代 表 取 締 役 社 長 藤 本 昌 義
(コード番号 2768 東証第1部)
問 合 せ 先 広 報 部 長 柳 沢 洋 一
電 話 番 号 03-6871-3404

定款の一部変更に関するお知らせ

当社取締役会は、本日、以下のとおり、定款の一部変更について2020年6月18日開催予定の第17回定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 定款変更の理由

- (1) 最適かつ機動的な経営体制の構築を可能とするため、取締役だけでなく、執行役員からも社長を選出できるよう、現行定款第20条の変更を行うものであります。
また、これに関連して、株主総会の招集権者及び議長を定める現行定款第13条の規定についても、所要の変更を行うものであります。
- (2) 取締役会による独立かつ客観的な経営の監督機能の維持・向上のため、取締役会の議長が取締役会長に限定されている現行定款第21条を変更し、その他の取締役が議長となることを可能とするものであります。

2. 定款変更の内容

定款の変更内容は、別紙のとおりであります。

3. 日程

定款変更のための株主総会 2020年6月18日(予定)
定款変更の効力発生日 2020年6月18日(予定)

以 上

現行定款	変更案
<p>第13条 (招集権者および議長)</p> <p>① 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議によって、取締役<u>社長</u>が招集し、議長となる。</p> <p>② 取締役<u>社長</u>にさしつかえがあるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。</p> <p style="text-align: center;">(新設) (新設)</p>	<p>第13条 (招集権者および議長)</p> <p>① 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議によって、<u>あらかじめ取締役会において定める取締役が招集する</u>。</p> <p>② <u>前号に定める取締役</u>にさしつかえがあるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役が株主総会を招集する。</p> <p>③ <u>株主総会は、社長が議長となる。</u></p> <p>④ <u>社長にさしつかえがあるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役または執行役員が議長となる。</u></p>
<p>第20条 (代表取締役および役付取締役)</p> <p>① 取締役会は、取締役の中から代表取締役を選定する。</p> <p style="text-align: center;">(新設)</p> <p>② 取締役会は、<u>代表取締役</u>の中から<u>取締役社長</u> 1名を選定する。</p> <p>③ 取締役会は、取締役会長 1名、取締役副会長、取締役副社長、専務取締役および常務取締役各若干名を選定することができる。</p>	<p>第20条 (代表取締役、<u>役付取締役</u>および<u>執行役員等</u>)</p> <p>① 取締役会は、取締役の中から代表取締役を選定する。</p> <p>② <u>取締役会は、執行役員を定め、業務を執行させる。</u></p> <p>③ 取締役会は、<u>取締役または執行役員</u>の中から、社長 1名を選定する。</p> <p>④ 取締役会は、取締役会長 1名、取締役副会長、取締役副社長、専務取締役および常務取締役各若干名を選定することができる。</p>
<p>第21条 (取締役会の招集権者および議長)</p> <p>① 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役<u>会長</u>が招集し、議長となる。</p> <p>② <u>取締役会長が空位の場合は取締役社長が取締役会を招集し、議長となる。</u></p> <p>③ 前各号に定める議長にさしつかえがあるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。</p>	<p>第21条 (取締役会の招集権者および議長)</p> <p>① 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、<u>あらかじめ取締役会において定める取締役が招集し、議長となる。</u></p> <p style="text-align: center;">(削除)</p> <p>② 前号に定める議長にさしつかえがあるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。</p>